

暦年課税制度 ～相続・贈与一体課税見直しへの対応策～

政府税制調査会や自民党の税制調査会では、既報（No.180）のとおり、近い将来、資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となる「資産移転の時期の選択に中立的」という制度に見直すことを検討しています。

そこで、相続・贈与一体課税が行われると仮定し、その場合の具体的な対応策について私見を述べることにします。

1. 遡及適用はないと予想される

贈与税の改正の適用開始年については、最も早い時期は、令和4年度税制改正において改正されると仮定すると、贈与税は暦年課税であることから、令和5年1月1日以後の贈与からになると思われます。

その場合、その日以前に行われた贈与については、従前の課税関係によって処理されるものと考えられます。

2. 具体的対応策

相続・贈与一体課税に見直される場合に、どのような対応策が考えられるか、また、対応策を実行することによってどのような受益が期待されるかについて私見を述べます。

（1）遺留分侵害額請求権の算定基礎財産に含まれない

相続税法の改正によって生前贈与による対策の効果のうち、相続税の軽減効果は大きく減少することとなっても、10年よりも前に行われた相続人に対する特別受益に該当する贈与は、原則として贈与された財産は遺留分算定基礎財産に算入されないこととされています（民法1044③）。そのため、遺言書を作成しておくことや、会社の後継者には、早めに自社株や後継者が必要とする資産を生前贈与しておくことがポイントです。

（2）贈与資産から生じる果実の課税

① 高収益な資産を子や孫へ贈与する

贈与税の基礎控除額が相続税の基礎控除額と同額になると仮定すると、収益性の高い不動産などを生前贈与することが効果的です。贈与金額が基礎控除額を上回る場合でも、贈与税が課された場合には、二重課税を回避するために相続税から控除されることになると考えられます。贈与財産と相続財産とが一体して課税されることになるのであれば、贈与税で納税しても、相続税の納税と同額になるような仕組みになると予想されます。

贈与した財産に対する贈与税は、その財産の価額に対して贈与税が課され、その財産から生ずる収益には、贈与税は課されないと思われます。そして、その収益は、贈与を受けた者に帰属することになります。

この対策を実行すれば、対策前は贈与者に帰属する収益が受贈者に移転することになります。そのことで、贈与者の相続財産の増加を防止することに役立ちます。

② 子や孫の会社へ収益性の高い資産を譲渡する

子や孫が株主となっている会社へ、父が所有する収益性の高い不動産の建物を時価で譲渡するようにします。

建物の時価は未償却残高と同額であるとされる事例も多く、その場合には譲渡課税を回避することができ、建物の賃料はその会社に全額帰属することとなります。

そのことで、建物をそのまま所有している場合と比較して、賃料が会社へ移転することにより、個人の財産は増加しにくい状況になります。

なお、建物の相続税評価額と時価の乖離（相続税評価額<時価）が大きな資産の場合には、建物を時価で譲渡することにより譲渡者の相続財産が増加する副作用もありますので、事前にそれらのデメリットについて確認が欠かせません。

（3）将来値上がることが予想される資産を贈与する

贈与税は贈与を受けた時の価額によって贈与税が課税されます。そのため、贈与後に贈与した資産が値上がりしても、贈与税の改正が行われても、贈与時の価額で相続財産に持戻されることになると考えられます。

そのため、新たに駅が新設される、調整区域の土地が市街化区域に編入される、公的な資金の投入によって街が再開発されるなどの近隣の土地は値上がりが期待されます。そのため、値上がりする前にその土地を贈与しておくことで相続税を軽減することができます。

また、取引相場のない株式等についても、株価が大きく値下がりしているタイミングで贈与しておけば、将来その株式の価額が値上がりしても相続税の負担は増加しないこととなります。

（文責：山本和義）